

○「持分の定めのない医療法人への移行に関する計画の認定制度について」（平成 29 年 9 月 29 日医政支発 0929 第 1 号）の「別添様式 4」の一部改正

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
別添様式 4 医療法施行規則附則第 57 条の 2 第 1 項各号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類（医療法施行規則附則第 57 条の 2 関係） 令和 年 月 日 法人名： 代表名： 住 所： 以下のとおり相違ありません。 1 ～ 6 （略） 7 医療保健業務に係る収入金額（規則附則第 57 条の 2 第 1 項第 2 号イ） （表略） （記載上の注意事項） (1) 直近に終了した会計年度の医療保健業務に係る収入金額について、本来業務と附帯業務を区別したうえで、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の別に記載すること。その際、①が損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額 <u>(※)</u> と一致すること。 (2) 直近に終了した会計年度の附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務に係る	別添様式 4 医療法施行規則附則第 57 条の 2 第 1 項各号に掲げる要件に該当する旨を説明する書類（医療法施行規則附則第 57 条の 2 関係） 令和 年 月 日 法人名： 代表名： 住 所： 以下のとおり相違ありません。 1 ～ 6 （略） 7 医療保健業務に係る収入金額（規則附則第 57 条の 2 第 1 項第 2 号イ） （表略） （記載上の注意事項） (1) 直近に終了した会計年度の医療保健業務に係る収入金額について、本来業務と附帯業務を区別したうえで、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の別に記載すること。その際、①が損益計算書の本来業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。 (2) 直近に終了した会計年度の附帯業務のうち、医療保健業務以外の業務に係る

収入金額について、次の表に記載すること。その際、②及び⑫の合計額が、損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の金額 (※) と一致すること。

(※) 医療法人が採用する会計基準によっては、補助金等に係る収入金額が事業外収益又は特別収益に計上されている場合があるが、その場合は事業収益の額に補助金等に係る収入金額のうち、(1)は本来業務、(2)は附帯業務に係るものを加算した金額とする。

7－2～7－8 (略)

8 自費患者に対し請求する金額（規則附則第 57 条の 2 第 1 項第 2 号ロ）

診療収入について、自費患者に請求する金額 (特定外国人患者請求額を除く。) は、社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- ☐ 同一の基準による
☐ 同一の基準によらない

添付資料

- 自費患者に対する請求金額の計算方法に関する規程等

9 特定外国人患者請求額（規則附則第 57 条の 2 第 1 項第 2 号ハ）

診療収入について、特定外国人患者請求額は、社会保険診療報酬と同一の基準により計算される金額から当該金額に 3 を乗じて得た金額までの範囲内であって地域における標準的な料金を超えないものか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- ☐ 当該料金を超えない額である
☐ 当該料金を超える額である

添付資料

収入金額について、次の表に記載すること。その際、②及び⑫の合計額が、損益計算書の附帯業務事業損益に係る事業収益の金額と一致すること。

7－2～7－8 (略)

8 自費患者に対し請求する金額（規則附則第 57 条の 2 第 1 項第 2 号ロ）

診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- ☐ 同一の基準による
☐ 同一の基準によらない

添付資料

- 自費患者に対する請求金額の計算方法に関する規程等

(新設)

○ 「社会医療法人等が行う訪日外国人患者診療価格設定について（通知）」（令和 8 年 3 月 31 日付け医政発 0331 第 19 号厚生労働省医政局長通知）別添様式

○ 診療報酬規程

○ 訪日外国人患者診療価格が「地域における標準的な料金を超えない額」であることを説明する書類

10 本来業務に係る収入金額及び費用の額（規則附則第 57 条の 2 第 1 項第 2 号ニ）
（表略）

「医療法施行規則附則第 57 条の 2 第 1 項各号に掲げる要件に
該当する旨を説明する書類」の記載要領

記載に当たっては、提出する申請・報告により、次の時点の状況を記載すること（書類付表も同じ）。

- ① 移行計画認定申請時・変更申請 申請日
- ② 認定後一年ごとの報告 認定の日から起算して一年を経過するごとの日
- ③ 持分の定めのない医療法人へ移行したことの報告 定款変更の認可を受けた
日
- ④ 移行後 5 年間の一年間ごとの報告 持分の定めのない医療法人の定款変更の
認可を受けた日から起算して一年を経過
するごとに、その経過する日の翌日
- ⑤ 移行後 5 年を経過する日から 6 年を経過する日までの報告 報告日

なお、損益計算書及び貸借対照表に基づく記載については、①～⑤の時点の直近に
終了した会計年度の損益計算書、貸借対照表によるものとする。

1 ～ 7 （略）

9 本来業務に係る収入金額及び費用の額（規則附則第 57 条の 2 第 1 項第 2 号ハ）
（表略）

「医療法施行規則附則第 57 条の 2 第 1 項各号に掲げる要件に
該当する旨を説明する書類」の記載要領

記載に当たっては、提出する申請・報告により、次の時点の状況を記載すること（書類
付表も同じ）。

- ① 移行計画認定申請時・変更申請 申請日
- ② 認定後一年ごとの報告 認定の日から起算して一年を経過するごとの日
- ③ 持分の定めのない医療法人へ移行したことの報告 定款変更の認可を受けた
日
- ④ 移行後 5 年間の一年間ごとの報告 持分の定めのない医療法人の定款変更の
認可を受けた日から起算して一年を経過
するごとに、その経過する日の翌日
- ⑤ 移行後 5 年を経過する日から 6 年を経過する日までの報告 報告日

なお、損益計算書及び貸借対照表に基づく記載については、①～⑤の時点の直近に
終了した会計年度の損益計算書、貸借対照表によるものとする。

1 ～ 7 （略）

8 「8 自費患者に請求する金額」 該当する項目欄の□にチェックすること。 <u>9 「9 訪日外国人患者診療価格」</u> <u>該当する項目欄の□にチェックすること。</u> <u>10 「10 医療に係る経費等」</u> 「記載上の注意事項」に従い記載すること。特に損益計算書と数値が一致すべき欄に留意すること。	8 「8 自費患者に請求する金額」 該当する項目欄の□にチェックすること。 <u>(新設)</u> <u>9 「9 医療に係る経費等」</u> 「記載上の注意事項」に従い記載すること。特に損益計算書と数値が一致すべき欄に留意すること。
--	--